

出雲市監査委員告示 第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成27年（2015）3月31日

出雲市監査委員 周 藤 滋  
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一  
出雲市監査委員 川 上 幸 博

監 査 第 142 号  
平成27年(2015)3月31日

出雲市議会議長 様

出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

### 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

# 監査結果報告書

## 第1 監査の対象

特定非営利活動法人 ビジネスサポートひかわ 及び 出雲市産業観光部産業振興課

- ① 平成25年度(2013)指定管理対象施設の運営状況
  - ② 平成25年度(2013)指定管理対象施設の経理状況
- \* 指定管理対象施設「出雲市斐川企業化支援センター」

## 第2 監査の実施期間

平成27年(2015) 2月10日から平成27年(2015) 3月23日まで

## 第3 監査の方法

今回の監査は、あらかじめ特定非営利活動法人ビジネスサポートひかわから決算書及び附属書類等の必要な資料並びに産業振興課から指定管理者選定に係る資料等の提出を求め、これらを審査するとともに、関係職員に対する事情聴取等を行うなどの方法により実施した。

## 第4 監査の結果

関係諸帳簿はいずれも証拠書類と適合しており、計数的には正確に処理されていることを認めた。

なお、監査委員としての要望事項は次のとおりである。

[特定非営利活動法人ビジネスサポートひかわへの要望]

### 1 指定管理業務に係る収支実績報告書について

この報告書の【収入の部】には、島根県からの補助金収入や指定管理者が収受できないと思われる受講料収入が、また【支出の部】には、島根県からの補助事業に係る支出があわせて報告されていた。指定管理業務に係る収支実績報告書は、市からの指定管理料を的確に判断するための重要な資料であるので、この収支報告では、指定管理業務に係る収支のみを抽出した内容を報告することとされたい。

### 2 『公の施設』の利用について

『出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例』第19条で、指定管理者の業務の範囲が規定されており、「支援センターの利用の承認に関する業務」も指定管理者の重要な業務の一つである。しかし、提出された利用承認申請書等から申請期間外に利用承認申請書を受領し利用承認した事例や、条例で定められた利用料金計算によらない利用料金を収受した事例などが見受けられた。

加えて、研修室等の施設利用率は非常に低く、平成 25 年度は 1 割にも満たない状況であった。利用率が低い理由は、この施設は「市内における地場企業等の成長支援を図り、産業振興に資するために設置された施設であるため、市の公共施設の中でも不特定多数の市民が利用する施設ではなく、おのずから施設の利用者は限定される。」とのことであったが、「斐川企業化支援センター」は、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する『公の施設』（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設）である。このことは、「企業化支援」を主な目的とする施設であっても、政治や宗教活動、公序良俗違反等の場合を除き、不特定多数の住民の利用を拒むものではなく（同条第 2 項）、不当な差別的取扱いをしてもならない（同条第 3 項）施設、つまり、公共性と公平性が常に担保されることが重要な施設であることを念頭に置き、条例や施行規則に沿った利用申請期間や利用料金を徴収することは基より、様々な施設利用促進策を模索され利用率の向上に努められたい。

#### 〔産業振興課への要望〕

##### 1 指定管理者が収受可能な収入について

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」と規定されていることから、指定管理者が指定管理業務を実施するに当たって、直接収受可能な収入は、市からの「指定管理料」と、『出雲市斐川企業化支援センターの設置及び管理に関する条例』別表で定められた「施設使用料」を、同法第 244 条の 2 第 8 項及び同条例第 20 条に基づき収受する「利用料金」の 2 種類である。

しかし、指定管理者から提出された『平成 25 年度 収支実績報告書』には、指定管理者が収受した収入として「セミナー及びものづくり事業の受講料」が報告されていた。前述したように、「利用料金」は、指定管理者の収入として収受させることは可能であるが、市からの指定管理業務として実施した事業にかかる「受講料」を直接指定管理者の収入とすることはできないと考える。また、この「受講料」は同法施行令第 158 条で規定された「私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる収入」にも該当しないと思われるので、この収入を直接指定管理者の収入とせず、その収入先を市に変更されたい。収入先を市に変更した際は、市からの指定管理業務により指定管理者が収受していた受講料収入を加味した指定管理料を算定する必要があることを申し添える。

また、この度の『公の施設』の指定管理業務のようにハード面（施設の維持管理）とソフト面（研修会や交流会等の実施）をあわせた指定管理業務を指定管理者に行わせること自体は問題ないが、「適正な指定管理料」を見極めるためにも、指定管理業務のみによる収支報告（県からの補助金や受講料収入を除いた収支）を提出す

るよう指定管理者を指導されたい。

## 2 支援事業費の過不足判定について

指定管理者は、人件費について、市の指定管理業務（施設管理・受託事業）が大半であるため、自主事業を含むNPO法人の本来業務に関する人件費は計上していないとのことであるが、市の「受託事業」として報告した「在職者向け能力開発セミナー」は、「自主事業」であり、この報告が誤りであったとも回答している。「自主事業」と「受託事業」の別や、人件費の振替方法によっては、指定管理料のうち、受託事業の精算額が変更となると思われる。このような精算額の変更は、指定管理料の算定に影響すると思われるので、担当課としては、指定管理者とよく協議し、明確にされたい。

## 3 自主事業の明文化について

他の『公の施設』の指定管理業務と比較して特徴的だったのは、自主事業について指定管理者募集要項や仕様書に規定されていない点であった。「支援事業」と「自主事業」を併せて「事業」という表記にしている。」とのことであるが、支援事業は「市からの指定管理業務として行う業務」であり、「自己責任と自己の費用で指定管理者が自ら企画実施する業務」である自主事業とは、性質を全く異にするものである。したがって、この性質を全く異にする二つの事業を、「事業」でひとくくりにすることは、適正な指定管理料を見極めるうえで、極めて問題である。早急に「市からの指定管理業務として行う業務」と「自主事業」の区分について、整理し明文化されたい。その際は、市からの指定管理業務と自主事業を明確に区別できるようにしておくことは当然であるが、収入の帰属先についても明確にしておくことが重要である。

なお、「1 指定管理者が収受可能な収入について」で、市の指定管理業務に係る受講料収入は指定管理者の収入とすることはできない旨述べたところであるが、自主事業による収入は、指定管理者の収入とすることは可能であることを申し添える。

## 4 指定管理者選定について

この『公の施設』の指定管理者選定は「公募」により実施されているが、「指定管理者候補者選定に係る評価表」のうち、産業振興課独自の評価項目（地場企業等の成長支援及び活性化が図られる事業計画の提案）については、選考委員会委員から「二重に評価して差をつけているように感じられる。現在の指定管理者をプラス評価したうえに、新たに項目を設けて差をつけるのは首をかしげる。」との意見もあったところである。最終的に産業振興課独自の評価項目は削除したとのことであるが、指定管理者を選定するにあたり任意の評価項目を設定する場合は、公平な評価項目とするように留意されたい。

## 第5 特定非営利活動法人 ビジネスサポートひかわ の概要

### 1 概要

- (1) 所在地 出雲市斐川町神氷 2535 番地 10
- (2) 代表者 理事長 長岡 秀治
- (3) 設立 平成 14 年 7 月 12 日
- (4) 役員 11 名 (理事長 1 名、副理事長 2 名、理事 6 名 監事 2 名)
- (5) 会費 正会員 個人 10,000 円 団体 30,000 円  
賛助会員 個人 5,000 円 団体 20,000 円

### 2 目的

市場・生産ネットワークを活用し、地域の事業者等に対して、新たなビジネスチャンスの提供と人材育成などを行い、企業化を目指す企業やベンチャー企業に脱皮する起業家の発掘・育成の牽引役として、地域経済を活性化し、活力あるまちづくりに寄与すること。

### 3 活動の種類

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 4 活動に係る事業の種類

- (1) 企業等の活動支援に関する事業
- (2) 企業間交流に関する事業
- (3) 産業の情報収集・提供に関する事業
- (4) 職業訓練に関する事業
- (5) 出雲市等の施設、備品等の管理に関する事業
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

### 5 指定管理施設の概要

- (1) 名称 出雲市斐川企業化支援センター
- (2) 所在地 出雲市斐川町神氷 2535 番地 10
- (3) 設置目的  
市内における地場企業等の成長支援を図り、産業振興に資するため

(4) 施設内容

- ・施設概要…鉄骨平屋建、敷地面積：3652.38 m<sup>2</sup>、延床面積：761.95 m<sup>2</sup>
- ・開設時期（建設年度）…平成 14 年度
- ・施設の主な内容…研修室、商品展示室兼交流室、実習室、情報交換ホール、和室、応接室

(5) 施設利用時間等

- ・開設時間…午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
- <休館日>・土曜日及び日曜日
  - ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ・8 月 13 日～15 日まで
  - ・12 月 30 日～翌年 1 月 3 日まで

(6) 指定管理業務の範囲

- ア 施設及び備品の維持管理に関する業務
- イ 施設の使用の許可に関する業務
- ウ 施設の利用調整に関する業務
- エ 施設の利用に係る利用料金の徴収に関すること。
- オ 事業に関すること。
- カ 施設の開館日及び開館時間の設定・運用に関すること。
- キ 利用料金の額及び減免の基準の設定・運用に関すること。
- ク その他、施設の管理運営に必要なこと。

6 指定管理施設の収支【平成 25 年度】

○収入

・平成 25 年度指定管理料	9,940,000 円
・施設利用料金	140,660 円(1,731 人、164 時間利用)
・その他収入（セミナー、ものづくり事業受講料）	1,315,440 円
〃    （自販機手数料、預金利息等）	100,747 円
・認定訓練補助金	2,158,620 円
（「ものづくり実践塾」島根県認定職業訓練事業補助金）	
合計	13,655,467 円

○支出

・施設管理に関するもの	3,639,330 円
・受託事業に関するもの	10,624,229 円
合計	14,263,559 円

○収入－支出 △608,092 円